

## 嘉麻市ヒュッゲイベント補助金交付規程

### (目的)

第1条 この告示は、市の産業と観光の振興を図るとともに、アウトドアシティ嘉麻のブランディングに資するヒュッゲの浸透と市内外の人々のふれあいと交流の拡大を図るため、ヒュッゲに関するイベントを実施する団体に対する、予算の範囲内における嘉麻市ヒュッゲイベント補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヒュッゲ デンマークの価値観である、豊かな時間の過ごし方や暮らしのことをいう。
- (2) SDGs 国連サミットで採択された、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための開発目標のことをいう。

### (補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次条に掲げるイベントを実施し、かつ、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内の商店街店舗、地域団体、実行委員会その他の各種団体であること。
  - (2) 市内の事業者等を含む複数の事業者の連携する組織であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象団体としないものとする。
- (1) 嘉麻市暴力団等追放推進条例(平成21年嘉麻市条例第24号)第2条第2号から第5号に規定する者又は団体に該当すると認められるとき。
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を行っているとき。
  - (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体であるとき。
  - (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。

### (補助対象イベント)

第4条 補助金の交付対象となるイベント（以下「補助対象イベント」という。）は、次の各号のいずれにも該当するイベントとする。

- (1) 市長が指定する期間に実施されるイベントであること。
- (2) ヒュッゲを基調としたアウトドアによる心地いい空間と時間の提供を取り入れたイベントであること。
- (3) SDGsに配慮したイベントであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象イベントとしないものとする。

- (1) 特定の会員や関係者のみを参加対象とし、広域的な集客がなく広く市民等が参加できないもの
- (2) 特定の者のPR又は利益追求のみを目的としたもの
- (3) 単なる宣伝、営利のみを目的としたもの
- (4) 法令及び公序良俗に反するもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動を目的としたもの  
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象イベントに係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 人件費（事業実施のために雇用した活動員等の人件費を除く。）
- (2) 飲食費（補助対象イベントの実施に係る作業等における社会通念の範囲内と認められる飲食費及び補助対象イベントにおいて参加者に提供する飲食物の材料に要する経費を除く。）
- (3) 商品券等の金券の購入代金
- (4) 記念品等の購入経費
- (5) 家賃（敷金又は礼金等を含む。）
- (6) 土地の取得、造成又は補償に関する経費
- (7) 建物の建築及び増改築等に係る経費
- (8) 補助対象団体の経常的運営に関する経費
- (9) 備品の購入経費（1品が10万円未満の備品を除く。）
- (10) 領収書等により用途を明確に証明することができない経費
- (11) 補助対象イベントの実施に直接的に関連しない経費

(12) その他市長が適当でないと認める経費

2 補助対象イベントに係る入場料、売上金及び協賛金等の収入がある場合は、補助対象経費から当該収入を控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1団体あたり10万円を上限として予算の範囲内で市長が決定する額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、嘉麻市ヒュッゲイベント補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象イベントを実施する日の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書
- (3) 誓約書兼同意書（様式第1号の3）
- (4) 申請団体の概要及び名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、同一の補助対象団体（他の事業者等と連携する場合を含む。）につき、申請日の属する年度において1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、嘉麻市ヒュッゲイベント補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請団体に通知しなければならない。

(変更申請等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助対象イベントに係る事項を変更し、又は補助対象イベントを中止しようとするときは、嘉麻市ヒュッゲイベント補助金（変更・中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付申請の変更承認等)

第10条 市長は、前条に規定する変更申請があったときは、その内容を審

査し、変更の可否について嘉麻市ヒュッゲイベント補助金（変更・中止）承認・不承認決定通知書（様式第4号）により、申請団体に通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定団体は、補助対象イベントが完了したときは、当該補助対象イベントが完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、嘉麻市ヒュッゲイベント補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定に基づく実績報告書を受理したときは、当該実績報告に係る補助金の交付額を確定し、嘉麻市ヒュッゲイベント補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助金の交付額の確定額を当該交付決定団体に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定に基づく補助金額の確定を行った後において、補助金を交付するものとし、交付決定団体が補助金の交付を受けようとするときは、嘉麻市ヒュッゲイベント補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（嘉麻市補助金等交付規則との関係）

第14条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。